

事業報告書

【なぜ無罪判決がでたのか！？性犯罪に関する刑法を知る～2020年の見直しに向けて～】

日時	令和元年 11 月 15 日（金） 14：00～16：00
対象	医療機関・福祉事務所・保健所・学校・保健所等の職員、または関心がある一般の方
講師	矢野 恵美氏（琉球大学大学院法務研究科教授）
会場	沖縄県男女共同参画センターていりる 3 階 研修室 1・2
参加数	54 名（男性 4 名、女性 50 名）
講演内容 （概要）	<p>琉球大学教授の矢野恵美氏が「なぜ無罪判決がでたのか！？性犯罪に関する刑法を知る～2020年の見直しに向けて～」をテーマに、職務関係者・関心がある一般の方々を対象に講義を行った。</p> <p>はじめに、2017年に110年ぶりに改正された改正前の刑法を確認。女性の参政権もない、当時の大日本帝国憲法時代の価値観で作成された刑法を今まで使用してきたことや、女性が置かれてきた立場などにふれながら説明した。また、性犯罪に関する刑法は保護法益による分類だと「風俗に対する罪」に含まれるので裁く側の認識もなかなか変わらないのではないかと。また、平成31年にあった性犯罪事件の4つの無罪判決に触れながら、性犯罪規定の問題点を詳細に解説し、規定そのものの不備もあるが、裁く側の解釈の問題や、捜査関係者や社会の認識にも問題があると指摘した。</p> <p>次に、性犯罪規定の中の監護者わいせつ及び監護者性交等罪（第179条）にも触れ、「18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて～」の部分で地位の違いに注目した点が非常に高く評価される一方、「現に監護する者」の要求が厳しく、また解釈が不明確で、同居していない母親の恋人や同居している叔父、兄などは刑法の範囲外になる。無責任な立場ほど「範囲」に当たらないと指摘した。</p> <p>最後にスウェーデンの性犯罪規定や判例を紹介しながら、日本の刑法が変わるには、私たちが抱えている問題が多様であることを前提に、被害者だけに押し付けず、被害者の声に耳を傾けながらみんなの問題として声をあげ続けていく必要がある。そのためにはみなさんとの知識の共有が必要と訴えました。</p>
	  
	<p>【資料項目】 日本の性犯罪規定（改正前） / 保護法益による分類 / 性犯罪規定の問題点の種類と解決策 / 親告罪から非親告罪に / 親告罪とは / 親告罪の趣旨 / 親告罪が親告罪であることの問題① / 親告罪が親告罪であることの問題② / 被害者の落ち度論 / 性犯罪裁判員裁判で裁判員が全員女性：何が問題か？ / 非親告罪でなくなることへの懸念 / 示談の問題点 / 残された課題 / 基本となる犯罪行為の拡大（第177条） / 監護者わいせつ及び監護</p>

	<p>者性交等罪（第 179 条） / 改正されなかった課題 / 13 歳という年齢制限 / 「被害者の抵抗を著しく困難にする程度」の暴行脅迫という要件 / 公訴時効 / 問題の所在 / 犯罪に関する 2 つのタイムリミット / そもそも日本の公訴時効はなんのためにあるのか / 告訴期間 / 無罪事件はどこが問題だったのか / 性犯罪規定の問題点の種類と解決策 / スウェーデンの 2018 年刑法改正 / スウェーデンの性犯罪規定 / 新しいレイプ規定 / 性犯罪規定の問題点の種類と解決策 /</p>
参加者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・本日はありがとうございました。スウェーデンの性交をする上では「加害者が相手に確認しなければならぬこと」が目からウロコでした。 ・とてもためになりました。刑法に接する機会がないので良かったです。 ・知識の共有とても大切だと思いました。知らないと声をあげることもできないので学びいい機会になりました。 ・説明がわかりやすい。ききとりやすい。法改正の論点理解できた。 ・もっと学習していたらもっと理解できたと思う。今後の参考にしたい。もっと考えていくと、言い続けていくことを大事にしていきたいと思いました。 ・現状を変えるため知識を身につけ言い続ける。心に残りました。常に持ち続ける（考え続ける）ために先生のお話を何度でも聞きたいと思いました。ありがとうございました。 ・性暴力に関する講演が増えてきたように感じる。今まで言えなかった社会的空気が少しずつ融解しているし、今まで以上に女性に関するテーマを取り扱ってほしい。言える環境が社会を変える一歩になると思う。 ・大変勉強になりました。スウェーデンの法規を示してくださることにより、日本の法改正が必ず必要だし、その課題はクリアできると確信しました。声をあげ、社会を変えることに尽くしていきたい。 ・性犯罪に対する社会的意識の向上（自身もふくめて）の必要性を感じた。教育すべきだと思います。
主催	沖縄県・公益財団法人おきなわ女性財団

以上